

介護保険サービス事業に関する基準の条例制定について

1 経過及び趣旨

施設等の基準について「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行により、国が定める基準等をふまえ指定都市等において条例で定めることとなった。これにともない、平成 24 年度中に必要となる条例の改正又は制定を行うもの。

2 対象となる法律及び基準等

対象となる法律及び基準等については「資料 1 - 2」のとおり

3 条例化にあたっての考え方

(1) 基本的な考え方

各施設等とも、現行の基準に基づき、人員の配置、設備の整備及び運営がなされ、特に支障は認められないことから、条例で定める内容は、基本的に現行の基準どおりとする。

(2) 本市独自基準として現行の基準を変更する事項

本市の実情を考慮し、現時点で想定する独自基準として現行の基準から変更する事項は「資料 1 - 3、1 - 4」のとおり。

4 パブリックコメントの実施

施設種別等に応じて、次の予定でパブリックコメントを実施

(1) 意見募集期間

平成 24 年 9 月 10 日から平成 24 年 10 月 9 日までの 1 か月間

(2) 広報等

仙台市ホームページへの掲載等により周知

(3) 意見の聴取方法

郵送、ファクス又は電子メール